

## 再意見書

東経企営第 10-0140 号  
平成 22 年 11 月 12 日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019  
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく  
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号  
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ  
氏 名 東日本電信電話株式会社  
えべ つとむ  
代表取締役社長 江部 努

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集（2010 年度）の再意見の募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

### 【本意見に関する連絡先】

電話番号  
FAX 番号

## 再意見提出者 東日本電信電話株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>指定の対象設備について、現行維持が必要と考えます。</p> <p>光の道構想にてIP網の普及促進が求められている現状において、特に地域IP網・ひかり電話網・NGNやDF等については、接続事業者のサービスを展開する上での不可欠性は更に増していくものであり、レガシー系設備含めた現行の各指定対象設備は今後の日本の通信市場を考える上で必要なものであると考えます。</p>	<p>先般の当社意見で述べたとおり、当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、ボトルネック性がなく、以下の観点から、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <p>・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しており、他事業者の利用実績も増加しています。</p>
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>現在指定を受けている第一種指定電気通信設備については、ボトルネック性を有している状況に変化がない限り、議論の余地なく、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが必要不可欠です。</p> <p>地域IP網、光アクセス回線については、依然として他事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であるという状況があること、またNTT-NGN、光IP電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により、NTT東西殿の市場シェアが拡大していることから、第一種指定電気通信設備としての指定を廃止するという選択肢自体が存在する状況にはないと考えます。</p>	<p>中継ダークファイバの提供実績： 151事業者、2,986区間、約4.6万芯(2007年3月末) ⇒152事業者、3,431区間、約5.4万芯(2010年3月末)</p> <p>局舎コロケーションの提供実績： 127事業者、1,884ビル、約4.5万架(2007年3月末) ⇒119事業者、2,003ビル、約5.0万架(2010年3月末)</p>

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス 株式会社 イー・モバイル 株式会社	<p>             端末系伝送路設備の種別(メタル・光)については、昨年度の検証結果の考え方5(※1)にて示された内容において変化した状況はないと考えられるため、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。特に考え方「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること」については、光の道構想において超高速ブロードバンドの普及が推進されていく現状において、その有する意義は更に強くなっていくものと考えます。           </p> <p>             ※1 平成22年2月 総務省資料「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」考え方「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。」           </p>	<p>             ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。           </p> <p>             (2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。           </p> <p>             ・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2010年6月末)は54.9%、特に首都圏では48.5%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。           </p> <p>             (3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。           </p> <p>             ・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、              「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」              「日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」           </p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>といった意見があるように、ブロードバンド市場に従来の電話を前提とした規制を持ち込むことなく、NGN等のIP通信網については、米国と同様に、原則非規制としていただきたいと考えます。</p> <p>なお、個別の設備については、以下の観点から、指定電気通信設備とする合理的な理由がないものと考えます。</p> <p>【NGN】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、エンドユーザを獲得する競争構造となっていること。</li> <li>・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年6月末)は54.9%、特に首都圏では48.5%と熾烈な競争が展開されていること。</li> <li>・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・FVNOは、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、いまだ具体的な利用の要望もないこと。</li> <li>・FNOについても、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。</li> </ul> <p>【地域IP網】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年6月末)は 54.9%、特に首都圏では 48.5%と熾烈な競争が展開されていること。</li> <li>・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>【ひかり電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。</li> <li>・NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、0AB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西の0AB～J IP電話シェアは36%(東西計:2010年6月末)に過ぎないこと。</li> <li>・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは7%であり、ソフトバンクモバイル殿が2,300万番号を超えている中で、ひかり電話は1,050万番号(東西計:2010年6月末)に過ぎないこと。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>第一種指定電気通信設備の指定に当たりネガティブリスト方式を採用し、また端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに行う現行方式については、本制度の検証において示されている以下の考え方について、これまでの検証においても、特段の事情の変化が認められないことから、その考え方を踏襲するとされているところです。</p> <p>－メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していることから端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。</p> <p>今年度においても、上記の考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法と併せて、現行方式を維持すべきと考えます。</p>	<p>先般の当社意見で述べたとおり、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線との規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。</li> <li>・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。</li> <li>・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整え</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>られたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。</li> <li>・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。</li> </ul> <p>なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、</li> <li>② 既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、</li> <li>③ 実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、</li> </ol> <p>から、メタルと光を区別せずに指定を行うこととされております。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、メタルと光を区別せずに指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。</li> <li>・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。</li> <li>・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面の優位性もないこと。</li> </ul> <p>また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>第一種指定電気通信設備の指定に当たりネガティブリスト方式を採用し、また端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに行う現行方式については、本制度の検証において示されている以下の考え方について、これまでの検証においても、特段の事情の変化が認められないことから、その考え方を踏襲するとされているところです。</p> <p>－ ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト方式の採用が NTT 東西殿による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT 東西殿を競争上不利な状況に置くまたはお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。</p> <p>今年度においても、上記の考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法と併せて、現行方式を維持すべきと考えます。</p> <p>なお、この点に対し NTT 東西殿は、自身の迅速なサービス提供ができないことを理由にポジティブリスト方式の採用を主張していますが、この方式は競争事業者がボトルネック設備を利用したサービス提供を迅速に行えない結果を招くことから NTT 東西殿のより一層の独占化につながり、公正競争環境確保の観点から認められません。</p>	<p>先般の当社意見で述べたとおり、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性を有することになる蓋然性は極めて低いと考えます。</p> <p>それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用が NTT 東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされており、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p>
<p>イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p>	<p>ネガティブリスト方式の現行維持が必要であると考えます。ネガティブリスト方式は、接続事業者がボトルネック設備を用いたサービスをNTT東西殿に遅れをとることなく迅速に提供することを可能としており、日本の通信市場の公正競争確保において非常に重要な役割を担っているルールであると考えます。</p>	<p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>アンバンドル機能対象について、現行維持が必要と考えます。現在対象となっているアンバンドル機能によって、ADSLをはじめとした消費者にとって安価で利便性の高い様々な通信サービスの提供が実現されています。</p> <p>また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書(2009年10月 総務省)を受けて、FTTR(ドライカッパサブアンバンドル)やWDM波長といった新たなアンバンドルが実現しています。これら機能によって接続事業者の創意工夫を凝らした新たなサービスの登場が期待され、特にWDM波長のアンバンドルについては、接続事業者のIPネットワーク構築の円滑化や効率化において非常に有用な機能であり、今後更に需要が伸びていくものと考えます。</p>	<p>先般の当社意見で申し上げたとおり、NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・イーサネットフレーム伝送機能</li> </ul> <p>なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」答申(2008年3月28日)においても、「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である」とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な接続要望を踏まえて検討するものであると考えます。</p> <p>また、ひかり電話網が指定電気通信設備とされたことによ</p>
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>ドミナント規制の見直し議論の結果如何を問わず、ボトルネック設備を有する事業者とその他の事業者の同等性という公正競争の要であるアンバンドル規制の維持は必要不可欠です。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>て、昨年度より複数の事業者との間で、他事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定することで事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が現に発生していることから、関門交換機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>現在、接続料の事業者協議において、当社の接続料より高い接続料を提示してきた事業者に対し算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあることから、仮に当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、他事業者に対しても接続料の対象コストや算定プロセスの開示を義務付けること等により透明性を確保し、その適正性が検証できる仕組みを早急に導入していただきたいと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>アンバンドルの在り方については、「接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」との原則が示されています。</p> <p>この原則にもとづくアンバンドルにより、ADSL等の安価で消費者ニーズに即した多様なサービスが実現され、事業者間の競争を通じてブロードバンドの普及、消費者利便性の向上に貢献してきましたが、現在、NTT-NGNを中心にアンバンドル化が不十分な点が多数あり、FTTH市場(戸建て/ビジネス)におけるNTTグループのシェアは、2010年3月末で約74.4%と極めて強い独占状態にあり、光IP電話も同様に約68.8%シェアを得ている等、極めて独占性が高く既に今までの競争政策の成果が水泡に帰したといっても過言ではない状況です※2。</p> <p>従って、総務省殿においては、公正競争環境の実現に向けて以下に掲げる項目について早急にアンバンドル化を図るべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 収容局に設置されているNTT-NGN用の収容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGNサービスのアクセス回線について加入者単位でのアンバンドル</li> <li>- 中継局に設置されているNTT-NGN用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGNサービスのアクセス回線とアクセス回線を併せて加入者単位でのアンバンドル</li> <li>- ドライカッパの上部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)</li> <li>- 特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直し(複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端においてWDMを対向して設置している区間についても、WDMアンバンドル区間の対象とすべき)</li> </ul>	<p>【加入者単位でのアンバンドル等】</p> <p>当社が、ドライカッパ、ダークファイバ、局舎コロケーション、電柱・管路の開放等、ネットワークのオープン化を推進してきた結果、他事業者は自前でネットワークを構築できる環境が十分整っていると考えています。現に、意欲ある事業者は、独自のIPネットワークを自ら構築し、多種多様なブロードバンドサービスの提供を自ら行い、ブロードバンドユーザを多数獲得されている環境下にあり、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年6月末)は54.9%、特に首都圏では48.5%と熾烈な競争が展開されています。</p> <p>このようなIPブロードバンド市場における事業者間の接続形態は、当社の固定電話網を中継事業者に貸し出す形態が中心だったPSTN時代とは大きく異なり、独立したネットワーク同士の接続となるため、ご指摘のような加入者単位でアンバンドルを実施する必要性は乏しいと考えます。</p> <p>また、仮に、当該アンバンドルを実施しようとするれば、以下の理由からコストが嵩み、ユーザ料金や接続料金の高騰につながる可能性があります。</p> <p>したがって、NGN上での加入者単位でのアンバンドルについては行う考えはありません。</p> <p>・NGNの収容局ルータ上部を接続点とし、NGNアクセス回線の加入者単位でのアンバンドル機能を設定することについては、当社のNGNでは負荷分散による効率的なネットワーク構築の観点から、収容ルータが上位の中継ルータにパケ</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>- 接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置のアンバンドル</p>	<p>ットを伝送する機能しか有しないように設計されており、アンバンドルするためにはルータ等の容量の抜本的な見直しを含むNGNの網構成の大幅な変更が発生し、多額の開発コストが嵩むこととなります。</p> <p>なお、「固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置」とは収容ルータのことをさすと思われませんが、同様の理由から、当該アンバンドル機能の設定は、多額のコストが嵩むこととなります。</p> <p>・NGNの中継局ルータを接続点とし、NGNとアクセス回線を併せて加入者単位のアンバンドル機能を設定することについては、当社NGNの仕様上、①利用者は通信毎に接続事業者を切り替えて通信すること、②NGN内に閉じたサービスを利用すること、が可能となっており、特定の接続事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっており、これを変更するには多額のコストが嵩むこととなります。</p> <p>【ドライカップの上部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)】</p> <p>2010年1月19日のドライカップの下部区間の網使用料の認可申請の意見募集の際、当社は「上部区間のみを利用する場合の具体的な利用形態等は分かりかねますが、実需要があるとのことであれば、具体的な要望内容を協議で伺った上で、検討させて頂く考え」との意見を表明しております。</p> <p>また、2010年3月29日の答申においても、「ドライカップの上</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>部区間の網使用料の設定については、接続事業者から具体的な要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドルするという基本的な考え方にに基づき判断することが適当である。」と示されております。</p> <p>しかしながら現時点、ソフトバンク殿からは、パブリックコメントでのご意見にとどまっており、本件についての具体的な協議要望や接続要望を実際にいただいたことは一度もございません。</p> <p>【特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直し(複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端においてWDMを対向して設置している区間についても、WDMアンバンドル区間の対象とすべき)】</p> <p>当社は、現行の規定においても、複数の中継区間を跨った場合でも両端にWDMが設置されていれば提供することとしており、2010年1月19日の特別光信号中継回線の接続料の認可申請の意見募集において、その旨を表明させていただいております。</p> <p>今回のご意見を受けて、あらためて当社よりソフトバンク殿に対して説明をしたところ、現行の規定上で利用可能である点をご理解いただいていることを確認しており、既に解決済みの問題だと考えています。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	<p>NTT 東西殿が提供する NGN アンバンドル化に対して諸方面より指摘がなされていると認識しています。その中でも NTT 東西殿が提供するひかり電話サービスは中継網内に位置する帯域制御機能を利用することで通話品質を確保していますが、相互接続事業者として NTT 東西殿と同様に帯域制御機能を利用したくアンバンドル化を要望していますが進展しておりません。</p> <p>本来、第一種指定電気通信設備は技術的に可能である限りアンバンドルするものとされています。</p> <p>しかしながら、NGNの帯域制御機能のアンバンドル化について、NTT 東西殿との個別協議にて開発を要望した所、詳細な技術条件に入る前の実現方式の基本的検討段階で、中小規模の事業者が負担しうる許容範囲を遥かに超える費用規模、加えて期待する利益も失われる程の対応期間が想定される旨の回答を受けました。</p> <p>このため弊社が目する NGN を利活用した接続事業者提供の 0ABJ-IP 電話実現の要望は、現状暗礁に乗り上げております。</p> <p>市場競争の観点からすれば、支配力の強い NTT 東西殿が発展的で先進性のある NGN の展開・拡大を進める最中、競争事業者が追随していくためには NGN 機能のアンバンドル化の推進による参入機会の拡大が必要と考えています。現状のような硬直した状態が長く続くのであれば 0ABJ-IP 電話市場に関しては NTT 東西殿の独占回帰が進み、市場競争が成り立たなくなることを危惧しております。</p> <p>前述した通り、NGN は第一種指定電気通信設備に指定されながらも、帯域制御機能を始めアンバンドル化が難航しており、独占排他性を帯びた状況にあると言えます。</p> <p>つきましては、NGN アンバンドル化の本格的な取り組み、ないしは代替的な規制措置の検討を進めることが喫緊の課題と考えます。</p>	<p>フュージョン・コミュニケーションズ殿とは、3 回(2008 年 6 月、2009 年 11 月、2010 年 3 月)協議をさせていただきましたが、ご提示いただけたのは、サービスや実現方式の概要図だけでしたので、より詳細な中身を教えていただかないと、ご要望内容が実現可能か否か、実現可能な場合の開発に係る概算額や期間の検討ができないことから、検討を進めるためには、概要図より詳細な中身を教えていただきたいと申し上げてきたところです。</p> <p>しかしながら、フュージョン・コミュニケーションズ殿から、当時の協議の中において、開発の規模感でも良いから参考になるものはないかのご要望されましたので、フュージョン・コミュニケーションズ殿よりご提示いただいた概要図には、IPv6 ネイティブ方式と似た仕組みと、通信品質を確保する仕組みが示されていたため、当社が当時開発に着手していた IPv6 ネイティブ方式の開発費用等を参考として申し上げます。</p> <p>その後、フュージョン・コミュニケーションズ殿からは、前にご提示いただいた概要図より詳細な中身をお示ししていただいております。当社としては、現時点ではご要望内容が実現可能か否か、実現可能な場合の開発に係る概算額や期間の検討に入れられない状況です。なお当社としては、ご要望があれば引き続き協議させていただく考えです。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>・ FTTH 市場(戸建て/ビジネス)におけるNTTグループのシェアは、2010年3月末で74.4%※6と更なる独占化傾向を示しています。</p> <p>・ このような傾向が継続するなかメタルから光ファイバへのマイグレーションが進行しており、メタル回線数の減少等によりレガシー系サービスの接続料は上昇傾向を示していますが、NTT 東西殿の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や、光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、8分岐単位での光ファイバの貸出し等の公正競争上の問題のため光サービスへの新規参入が阻害されています。</p> <p>・ このため、自前の設備を持たない競争事業者は、光サービスに参入できない一方で、接続料が上昇傾向のレガシー系サービスに取り残される状況となっており、既存事業者の市場退出の可能性すらも懸念されている状況です。このような状況を放置した場合、競争環境の後退、延いては利用者料金への影響等、消費者利便の低下を誘引させる恐れがあり、当該状況を早急に是正し、FTTH 市場における公正競争環境を確保することが急務と考えます。</p> <p>・ なお、イー・アクセス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、株式会社ビック東海、ソフトバンク BB 株式会社の5社は、NTT 東日本殿の商用設備環境を再現しての OSU 共用実験に成功※7しており、技術的にも運用面でも問題なく、分岐端末回線毎の貸出しが実現可能であることを確認しています。</p> <p>・ 従って、総務省殿においては、これ以上公正競争環境を後退させないためにも、技術面・運用面からも実現可能な具体策である分岐端末回線あたりの接続料設定等、公正競争上の問題の解消に向けた必要な措置を迅速に講じ</p>	<p>ブロードバンド市場は、FTTHだけでなく、CATVやWiFi等多様なアクセス手段により提供されており、DSL、FTTH、CATVを合計したブロードバンド全体の当社のサービスシェア(2010年6月末)は、東日本エリアで約54.9%、首都圏では48.5%であること等、熾烈な競争が展開されています。</p> <p>また、線路敷設基盤(電柱・管路)の徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば引込線を自前敷設することが可能な環境であり、現にKDDI殿や電力系事業者、CATV事業者等は自前で敷設しています。</p> <p>こうした自ら設備を構築しているSTNet 殿、ケイ・オプティコム殿といった電力系事業者からは、「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、「分岐端末回線あたりの接続料設定等は、設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすものであり、実施すべきではない」との意見が出されているところであり、健全な設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすような措置を講じるべきではないと考えます。</p> <p>当社としては、これまで主張してきたとおり、OSUの共用については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 今後のサービスの多様化や新サービスの提供が困難になること、</li> <li>② 現在よりも、提供コストが嵩み、サービス品質が低下すること、</li> </ol> <p>から、実施する考えはありません。</p> <p>なお、他事業者からOSU共用の実験に成功したとの意見があ</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>るべきと考えます。</p> <p>※6 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表（2009年度第4四半期(3月末)）(2010年7月6日)より</p> <p>※7 FTTH サービス市場におけるお客様利便性向上の実現に向けた取組みについて ～複数事業者による NTT 仕様 OSU 共用の検証結果～(2010年3月10日)</p>	<p>りますが、どういう状況でどのような検証結果をもって、正常と確認したのか不明です。</p> <p>仮に成功したというのであれば、当社が共用しなくても、他事業者間で効率的なサービス提供を行うことは十分に可能であることから、OSU共用を要望する事業者間で共用を実施すればよいものと考えます。</p> <p>また、ソフトバンク殿は光配線区域について意見されておりますが、当社の光配線区域は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上設定しているところです。</p> <p>仮に光配線区域を拡大した場合、所外スプリッタ等の収容効率が高まるメリットはあるものの、引込線が長延化し、光ファイバの開通工事や故障修理の効率性が損なわれる等、光ファイバの敷設・維持運用コストが嵩み、接続料の低廉化に支障をきたすことから、これを変える考えはありません。</p> <p>なお、他事業者が光配線区域の大きさを自由に設定されたいとのことであれば、スプリッタ及びスプリッタ下部の配線ケーブルや引込線等を各事業者が自前で敷設することにより実現可能と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
社団法人テレ コムサービス 協会	<p>・NGNにおける機能の開放が進んでいない</p> <p>NTT-NGNのプラットフォーム機能(帯域制御機能や認証・課金機能)の開放については、昨年実施された「競争セーフガード制度の運用に関する意見」の中でも議論されており、継続してアンバンドル化の検討を行うこととされています。しかし、現時点においてもプラットフォーム機能の開放は進んでいない。</p> <p>2010年8月に実施された「光の道」構想に関する意見募集の中でも、改めて他の通信事業者等から、アクセス網が一体となりIP時代のボトルネックとなりうるNTT-NGNの機能について、『競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザ単位で公正に開放することが必要である』との意見も出されています。</p> <p>・NGNにおける公正な競争環境の整備が必要</p> <p>NGNの機能がユーザ単位で開放されることで、NTT-NGNに收容される加入者が、NTT以外の事業者が提供するNGNのサービスを利用できるようになる。このような環境を整備することで、NGNの通信サービスの領域で通信事業者同士による公正な競争が促進されると考えます。</p> <p>・「光の道」の整備および利活用の向上に貢献</p> <p>通信事業者同士による競争が進むことで多種多様なNGNの通信サービスが出現し、アプリケーションサービスを提供する事業者向けのプラットフォーム機能の整備も進むと考えられます。このような環境になることで、NGN上に様々なサービスが提供されるようになり、ユーザの利活用も促進されることが期待できます。</p>	<p>プラットフォーム機能については、2009年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに当社と協議を行うことが適当と整理されておりますが、現時点、他事業者から具体的な要望内容の提示がない状況です。</p> <p>当社は、当社のNGN上で、お客様が多様なサービスを更にご利用していただけるようにしていきたいと考えていますが、帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情であることから、まずは、要望される事業者において要望内容を具体化していただき、当社としては、その実現方法については、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していきたいと考えています。</p> <p>また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>NTT東・西が光アクセス回線と一体として構築を進めているNGNは指定設備であって、ブロードバンド・IP時代における新たなボトルネックとなり得ることから、現在の加入電話加入者がNTT以外の電話サービスを選択できるのと同じように、NGN加入者が競争事業者の同等のサービス(電話、放送、VOD、VPN等)を簡単な手続により適正な価格でユーザー単位で利用できるよう、認証、QoS、帯域制御、位置固定等の機能を予め構築し、開放すべきです。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日答申)において、「NTT東・西の設置する戸建向け屋内配線は、第一種指定設備に該当することが適当」との考え方が示されたことを受け、平成22年1月に戸建向け屋内配線が指定設備化されていますが、マンション向け屋内配線についても同様に一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。特に、いわゆるフレッツマンション(フレッツのみの利用を条件に、NTT 東・西が費用負担して光屋内配線を敷設するケース)については、ボルトネック設備である加入ダークファイバーと一体的に光屋内配線が敷設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構造にあります。</p>	<p>マンション向け屋内配線は、2009年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、「NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、更に、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数等の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されております。</p> <p>現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。</p>
KDDI株式会社	<p>また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、同答申において「マンション向けFTTHの場合は、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建向けFTTHの場合よりも高いと考えられる。」との考え方が示されているところ、ユーザーの選択肢の幅を広げ、利用者利便の向上を図るためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的期限を定める等の措置を検討していただきたいと考えます。</p>	<p>他事業者が自前の光ファイバを敷設する場合の光屋内配線の相互転用は、2009年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、「自らの屋内配線の転用を認めている関係事業者と速やかに協議し、転用ルールの内容を整理することが適当」と示されており、KDDI殿と数度(2009年12月、2010年9月及び10月)にわたり協議を行いました。</p> <p>その協議において、当社から、</p> <p>① 相互転用の具体的実施方法を検討するため、KDDI殿のマンション向け光屋内配線の設備実態(スプリッタの設</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>置方法等)を教えてください</p> <p>と質問させていただくとともに、相互転用の実施に向けた基本的な考え方として以下の②から⑤をお示した上で、KDDI殿の転用に関する考え方や転用条件をお示しいただくようお願いしたところ です。</p> <p>② 費用負担は転用する設備の残存価額(2010年9月28日に認可を受けた既設光屋内配線を転用する場合の工事費に係る「既設設備負担額」と同じ考え方で算出する額)をご負担いただくこと。</p> <p>③ 転用設備は転用される側から転用する側へ資産譲渡すること。</p> <p>④ 転用工事は、転用する側が工事を実施することが最も効率的と考えていること また、工事の実施にあたっては安全性確保等が必要と考えていること。</p> <p>⑤ その他円滑な相互転用の実施にあたっては申込方法、設備管理方法等について双方で意識を合わせた上で整備しておく必要があること 等</p> <p>しかしながら、KDDI殿は、パブリックコメントにご意見は出されますが、当社には具体的な設備実態や転用の実施に向けた考え方等をお示しいただけないため、協議を進められない状況です。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>現状、NTT東・西が保有するボトルネック設備については、第一種指定電気通信設備として接続ルール等が課されていますが、ダークファイバー等の利用における手続・リードタイムの非同等性や競争事業者の接続情報の不正流用の問題などを目の当たりにするにつけ、現行のルールでは公正な競争を行い得る環境の確保には不十分であると考えます。</p> <p>具体的事例としては、当社FTTHサービス(auひかりホーム「ギガ得プラン」)とNTT 東日本フレッツ光とで、サービス受付から提供開始までのリードタイムに大きな差が生じたことが挙げられます。</p> <p>当社auひかりホーム「ギガ得プラン」は、エリアによってはNTT東日本の加入者光ファイバーを利用してサービスを行っています。本年2月以降、一部のエリアにおいて主にNTT側の体制が原因で最大3ヶ月もの開通遅延が発生する事態となりました。その一方で、NTT東日本は同じ地域の販売現場で「開通まで、なんと最短10日！」と訴求するPOP広告を掲げるなど、リードタイムに著しい差異が生じる結果となりました。</p> <p>当社からNTT東日本に対して、再三に亘り開通期間の短縮を申し入れた結果、本年夏頃までに漸次改善が図られましたが、未だ当社とNTT東日本とで同等なリードタイムであるとは言いがたい状況にあります。また、NTT東日本は、当社からの開通申し込み処理が積滞したことが主な原因と説明していますが、そもそも、当社分と自社分の処理体制が同等か否かを外部から客観的に検証することは困難です。</p>	<p>当社は、電気通信事業法や接続約款に規定されているとおり、ダークファイバ等の利用手続きにおいて、当社利用部門と他事業者とを同等に取り扱っております。</p> <p>ご指摘の件は、特定エリアで、お客様のお引越し等で申込みが多い時期(2～5月)に、KDDI殿から大量の申込みをいただいたため、申込みが通常月の約2倍となり、一時的に受付処理や工事に時間がかかったものです。</p> <p>順次処理を行い、6月以降はそうした状況は解消しております。</p> <p>また、受付処理や工事に時間がかかった原因のなかには、以下のようなKDDI殿側に起因する問題があった点を認識していただく必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① KDDI殿の申込内容に不備(住所不明・マンションへの申込み・KDDIサービス提供エリア外等)が多く(約3割)、通常手続きの前に当社が再度、申込内容のチェック・修正をせざるを得ず、これに時間を要していたこと。</li> <li>② KDDI殿のお申込みの中には、同一のお客様に新設工事と廃止工事が伴うもの(約4割)があり、当社は1回の派遣工事で行う体制を用意しておりましたが、KDDI殿からの申込方法は2回派遣しなくてはならない申込み方法が多かったこと。</li> <li>③ KDDI殿は首都圏やマンションの屋内配線等にて自ら工事施工を行う体制を構築しておられますので、当社の工事稼働の逼迫が予想された時期に、当社だけでなくKDDI殿も他県からの工事稼働応援を出していただけないかと</li> </ol>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p data-bbox="1406 220 1973 252">お願いしましたが、ご協力いただけなかったこと。</p> <p data-bbox="1310 316 2069 395">いずれにしても、当社利用部門のお客様も含め、お客様をお待たせしたことは大変申し訳なく思っております。</p> <p data-bbox="1310 411 2069 826">なお、ダークファイバの利用手続きについては、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じシステム及び同じ予約枠の中で実施しております。当社は当社利用部門や他事業者からの申込みに対して、納期回答（納期回答の内容は工事形態によって異なりますが、例えば、引込線以下の簡易な工事であれば、「6 暦日以降に工事予約が可能」と回答しております。）を実施し、その後、当社利用部門や他事業者はその納期とお客様希望を勘案して工事日を予約することになります。</p> <p data-bbox="1310 842 2069 922">したがって、ご指摘のような当社利用部門と他事業者の間で手続きやリードタイムに差異はないものと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>平成 22 年 8 月 31 日にNTT殿より「マイグレーションの考え方について」が公表されました。今後、メタルから光へのマイグレーションも進む中、コロケーションに係るNTTリソースや設備に対する更なる効率化促進は必要不可欠な状況となってくるものと考え、NTT東西殿及び接続事業者の取り組みの重要度も増していくものと考えます。</p> <p>また、接続事業者においては、自らのコスト競争を高めるためにも、実質的に利用を行う範囲内でのNTTリソースや設備の利用が必要な状況となっています。先般、上述のNTTリソースや設備の返却に関する協議において、故意又は過失による損害賠償が規定されている「コロケーションに必要となる通信設備の利用に関する契約書」の締結、並びに接続約款に基づいた手続きを遵守しているにもかかわらず、接続事業者の設備に恒久的かつ物理的な制限(利用不可)をかけることを条件にするなど、過剰な運用基準を求められるケースも発生しております。</p> <p>設備効率化促進の観点からも、接続事業者の設備に物理的な制限をかける必要性の有無も含めて接続事業者が合理的な範囲で効率的な運用を行うことができるよう検証を行い、リソース返却に関する運用をルール化するなど、明確にしておく必要があると考えます。</p>	<p>当社は、他事業者との接続が開始された当初より、局舎コロケーションをオープン化し、2000年には自前工事・保守の実施を含むコロケーションの利用条件・利用手続き等を接続約款に規定しており、利用部門と他社が同等に局舎コロケーションを利用できる環境を整えております。</p> <p>イー・アクセス殿の意見にある「過剰な運用基準」というのは、当社から、当社の電力設備の許容量を超える電流が絶対に流れないように物理的な措置をお願い申し上げたことを指摘していると推察します。</p> <p>当社がそのようなお願いを申し上げたのは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 過去に他事業者の保守作業中に作業者のミス等が発生していること、</li> <li>② 電力設備は、当社と当社局舎コロケーションをしている全他事業者が共用する設備であるため、仮に作業ミス等で過剰に電流が流れた場合には、警察、消防用の緊急通報用回線を含めた全事業者のサービスが停止する重大事故が発生する可能性があること、</li> </ol> <p>から、重要通信の確保や重大事故を発生させないためですので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
社団法人テレ コムサービス 協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NGN における IPv6 ネイティブ接続の網内折り返し機能</li> </ul> <p>2011 年 4 月に開始が予定されている NGN における IPv6 ネイティブ接続について、NTT 東西は「網内折り返し機能」の利用を必須とし、かつ有料としています。しかし、本来の IP の機能に従えば網内折り返しを実現できるのは当然であり、その機能を有料とすることには疑問があります。現状の NTT-NGN において、この機能の実現のために特別のコストがかかるのであれば、NTT が NGN 構築時に IPv6 インターネットへの接続を考慮していなかったことに原因があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IPv6 への移行の促進</li> </ul> <p>この「網内折り返し機能」が有料となると、従来の IPv4 接続と比べて IPv6 接続が高コストとなり、ISP による IPv6 移行の促進を阻害する恐れもあることから、NTT-NGN の IPv6 ネイティブ接続の料金に関して、十分な配慮が必要であると考えます。</p>	<p>今回、接続事業者よりご要望いただいたネイティブ方式による IPv6 インターネット接続と、網内折り返し機能を用いた当社サービスには、共通機能として開発できる部分があり、あわせて開発を行うものです。</p> <p>当該開発にかかる費用は、ネイティブ方式の要望元である接続事業者と当社で按分負担することとしており、当社が負担した開発費用については、本サービスを利用するお客様から回収させていただきたいと考えており、具体的なサービスの料金等については、今後検討していく考えです。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
社団法人テレコムサービス協会	<p>事業法第30条第3項第3号は、「他の電気通信事業者(以下中略)に対し、その業務について不当に規律をし、又は干渉すること」を禁止しています。一方、事業法第34条第3項第4号は接続料の水準を規定し、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」は、より具体的に、接続料原価の算定プロセスや原価として算入すべきコストや利潤等を記載しています。然るに、当該ガイドラインにおいても、接続料算定式(特定された原価から接続料をどのように導出するか)については記載されておらず、接続約款に記載されている接続料が適正であるか否かを検証するしくみが全く明らかにされていません。このことにより、第二種指定電気通信事業者が、事業法第34条第3項第4号が規定する接続料水準より高い接続料を接続事業者に課し、相対的に自己にとって有利な取引を行い、「他の電気通信事業者の業務について不当に規律している」可能性を否定できません。第二種指定電気通信事業者がどのような算定式を用いて接続料を算定したのか、特に、設備の処理能力(容量)に基づく接続料であるべきレイヤ3接続機能とレイヤ2接続機能について、その接続料算定プロセス(特に算定式)をすべて公開するとともに、総務省殿においても再度検証していただくことを強く要望します。</p>	<p>2009年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申では、「一部の非指定事業者が設定する接続料水準を巡って提起・議論されてきた面があるが、二種指定事業者に係る公正な接続料算定ルールが確立されれば、当該事業者も、自主的な情報開示等を積極的に実施する考えを示している。(中略)まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当と考えられる。」と整理され、二種指定事業者に限定した「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が整備されたところです。</p> <p>しかしながら、当時接続料が高止まりしていた非指定事業者の接続料は、他の携帯電話事業者と比べ依然として高い状況にあり、また、その算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあり、当該事業者の自主的な取組みに委ねるだけでは、接続料の適正性・透明性の確保</p>

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス 株式会社 イー・モバイル 株式会社	<p>■第二種指定通信設備制度に対しての継続的な検証・見直しの必要性</p> <p>第二種指定制度については、国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなったモバイルサービスの現状を受けて、昨年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書(2009年10月 総務省)の検討にて、制度設立以来はじめての検証が行われ、その結果、現行制度では補いきれなかった接続料算定の基本的な考え方等を示した「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定されました。他方、導入が予定されていた接続会計制度は廃案となりましたが、同報告書において期待された接続料算定の適正化及び透明性向上への効果・役割を十分に果たすためにも、あらためて同制度の導入が期待されるところです。また更なる公平かつ公正な競争環境を整えるため、同ガイドラインの運用状況を定期的に検証することや、スタックテストや接続約款の認可制等の追加施策の検討が行われていく必要があると考えます。</p>	<p>は、期待されないと考えます。</p> <p>したがって、総務省殿においては、早急に、携帯事業者間の接続料格差を是正するための措置を講じていただくか、もしくは、第二種指定電気通信設備制度の対象を全ての事業者を対象とする等、接続料の適正性・透明性の向上を図るための仕組みづくりの検討に着手していただきたいと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>そもそも、「公正競争確保」を目的とした本制度の運用において、総務省殿は、NTT 東西殿が県域等子会社等の子会社・関連会社を通じ、自社に課せられている規制を回避している疑いのある事例についても問題の本質を注視せず、電気通信事業法や日本電信電話株式会社等に関する法律といった現行法令をもとに形式的に判断するにとどまっている状況です。</p>	<p>県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映しています。</p> <p>会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、従来より当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、一層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理業務の営業部門からの分離及び設備部門への移管など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みを構築しており、公正競争上の問題は無いと考えます。</p>
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>弊社共調べによると、県域等子会社が運営する一部の販売店において、NTT ドコモ殿の携帯電話を販売する行為が依然として散見されますが、これは子会社を介した実質的な NTT 東西殿と NTT ドコモ殿の一体営業に他なりません。</p> <p>このような県域等子会社を通じた排他的な一体営業等の実態については、これまでも各接続事業者から指摘されてきたところであり、総務省殿の考え方においても公正競争阻害の恐れが指摘されているところです。</p> <p>しかしながら、これまでに総務省殿から出された指導は、NTT 東西殿と県域等子会社の役員人事兼務の報告を行うことにとどまるものであり、さらに 3 年連続して指導が出されているにもかかわらず、今に至るまでなんら事態の改善につながっていないことに鑑みれば、人事情報の報告のみではいかなる効果も期待できないことは明らかです。</p> <p>一方で、当該問題は、タスクフォース「光の道」ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）において、取り挙げられ、県域等子会社の規制の在り方等について議論が行われているところです。ワーキンググループ</p>	<p>また、県域等子会社による NTT ドコモの代理店業務については、当社からの受託業務とは組織を分け、当社から受託した業務に係る顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置が講じられており、排他的な一体営業はありません。</p> <p>したがって、県域等子会社を特定関係事業者に指定して規制を強化する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>で議論を尽くし、NTT 東西殿と県域等子会社との役員兼任を禁止する等の厳格なルールを定めることは当然のこと、ドミナント規制の在り方の見直し議論が行われる中で電気通信事業法第 31 条等を見直すことで、県域等子会社にも NTT 東西殿と同様の禁止行為規制を適用すべきと考えます。</p>	
<p>KDDI株式会社</p>	<p>NTT東・西の県域等子会社による携帯電話の販売は、NTT東・西が、自らのサービスの販売を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する一体営業であり、これは子会社を介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。こうした子会社を通じた固定と移動のセット販売や、NTT西日本事案のような接続で知り得た情報の本体から子会社への提供を踏まえると、県域等子会社を介したNTTグループの一体営業の実態が浮かび上がります。</p> <p>これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電気通信業務の主たる部分を委託するものであって、実態上は禁止行為対象事業者による行為と同じであるため、禁止行為の対象範囲を子会社等まで拡大する必要があると考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>NTT 東西殿の 116 窓口において利用者が加入電話の移転・転居の手続きを行う際に、NTT 東西殿が接続業務で取得している顧客情報をもとに、利用 ADSL 事業者の案内及びフレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業について、当該行為が行われることのないよう 2007 年度、2008 年度の検証において、NTT 東西殿に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請されその履行状況の報告を求めるとする措置が行われたところです。</p> <p>しかしながら、弊社共にて実施したアンケートによると、上述の行為に関する事例は昨年度とほぼ同じ傾向を示しています。総務省殿のこれまでの対応は不十分であり、その結果、FTTH 市場における NTT 東西殿の独占化に拍車をかけている現状は極めて問題であり、直ちに是正を行う必要があると考えます。</p> <p>具体的には、総務省殿において、指導後の違反事例について罰則を課す等、より実効性のある指導を行うと共に、116 窓口とフレッツサービス受付センターの所在地及び対応者を物理的に分離することや、NTT グループ以外の会社が個別に委託業務として運用する等の踏み込んだ措置を併せて対策として実施すべきと考えます。当該問題が放置された結果、NTT グループの独占の進行による市場支配力の拡大に、歯止めをかけることができなければ、総務省殿は規制機関としての信頼を勝ち取ることができないものと考えます。</p> <p>(弊社共実施のアンケート)</p> <p>116 における回線移設手続き時の利用 ADSL 事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果</p> <p>①利用 ADSL 事業者の案内 (対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>Q:NTT116 番にて電話回線移設のお手続きをして頂いた際に、ADSL 事業者まで連絡するよという案内が、NTT からありましたか？</p>	<p>当社の 116 窓口においては、お客様が他社 DSL サービスをご利用の場合には、加入電話の移転・廃止等の注文を受け付けた際に当該事業者へもサービス廃止等の手続きが必要となることから、従来よりその旨の注意喚起を行うこととしています。</p> <p>しかし、その場合でも、他事業者名を特定することはできないことから、具体的な ADSL 事業者名を当方から案内することはできません。</p> <p>また、営業部門において他事業者情報を取扱わない体制を構築する観点から、他事業者情報の閲覧規制を 2010 年 5 月に実施した結果、お客様がどのサービスをご利用しているのか把握することができなくなっていますが、他事業者からは、移転・廃止等の注文受付時に他事業者へ連絡するよう注意喚起を行うことは継続してほしいとの要望を受けています。</p> <p>これを踏まえて、加入電話の移転、廃止等の注文を受付した場合、全てのお客様に対し他事業者サービスの利用有無を確認したうえで、お客様から他事業者へ契約変更・廃止等の手続きを行う必要がある場合には、当該事業者へご連絡いただくよう注意喚起を行うこととしました。</p> <p>したがって、閲覧規制の前後を問わず、当社からお客様に対しご利用中の ADSL 事業者へ連絡するよう注意喚起を行っていることについて、公正競争上の問題は一切ないと考えます。</p> <p>また、当社は、116 番への加入電話又は INS ネット 64 の移転申込みを行うお客様に対し、当該お客様からのご要望が無いにもかかわらず、フレッツ光の営業活動を行うことについても、当該行為を厳格に禁じています。</p>

意見提出者	該当部分	再意見																								
	<table border="1" data-bbox="376 264 792 464"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">利用 ADSL 事業者への連絡案内</th> </tr> <tr> <th></th> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009 年度</td> <td>62% (256 件)</td> <td>38% (159 件)</td> </tr> <tr> <td>2010 年度</td> <td>54% (283 件)</td> <td>46% (242 件)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="409 507 1283 587">②具体的な利用 ADSL 事業者(Yahoo!BB)利用の案内 (対象:①で「利用 ADSL 事業者への連絡案内があった」と回答した方)</p> <p data-bbox="421 608 1283 683">Q:その際に、「Yahoo! BB」という名前の案内が NTT116 番担当者の方からありましたか？</p> <table border="1" data-bbox="387 775 761 983"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">具体的な利用 ADSL 事業者 (Yahoo!BB)利用の案内</th> </tr> <tr> <th></th> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009 年度</td> <td>49% (125 件)</td> <td>51% (131 件)</td> </tr> <tr> <td>2010 年度</td> <td>51% (139 件)</td> <td>49% (144 件)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="409 1038 813 1118">③フレッツ勧誘有無 (対象:全アンケート回答者対象)</p> <p data-bbox="421 1185 1283 1265">Q:NTT が提供されているインターネットサービス(フレッツ)についての勧誘はありましたか？</p>		利用 ADSL 事業者への連絡案内			あり	なし	2009 年度	62% (256 件)	38% (159 件)	2010 年度	54% (283 件)	46% (242 件)		具体的な利用 ADSL 事業者 (Yahoo!BB)利用の案内			あり	なし	2009 年度	49% (125 件)	51% (131 件)	2010 年度	51% (139 件)	49% (144 件)	<p data-bbox="1305 220 2078 347">なお、当社の 116 窓口におけるフレッツ光の対応については、お客様の利便性確保の観点からお客様のご要望にお応えして実施しているものであり、公正競争を阻害するものではありません。</p> <p data-bbox="1305 363 2078 539">以上のとおり、ソフトバンク殿、KDDI殿によるいずれの指摘もあたらず、公正競争を阻害している事実はないことから、これまでに実施した措置に加えて、新たな措置を講じる必要はないと考えます。</p>
	利用 ADSL 事業者への連絡案内																									
	あり	なし																								
2009 年度	62% (256 件)	38% (159 件)																								
2010 年度	54% (283 件)	46% (242 件)																								
	具体的な利用 ADSL 事業者 (Yahoo!BB)利用の案内																									
	あり	なし																								
2009 年度	49% (125 件)	51% (131 件)																								
2010 年度	51% (139 件)	49% (144 件)																								

意見提出者	該当部分	再意見											
	<table border="1" data-bbox="389 256 786 432"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">フレッツ勧誘</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009 年度</td> <td>51% (211 件)</td> <td>49% (204 件)</td> </tr> <tr> <td>2010 年度</td> <td>54% (286 件)</td> <td>46% (239 件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査期間:2010年6月中旬～2010年6月下旬  調査方法:Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施  回答総数:525件</p>		フレッツ勧誘		あり	なし	2009 年度	51% (211 件)	49% (204 件)	2010 年度	54% (286 件)	46% (239 件)	
	フレッツ勧誘												
	あり	なし											
2009 年度	51% (211 件)	49% (204 件)											
2010 年度	54% (286 件)	46% (239 件)											
KDDI株式会社	<p>NTT東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できることから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能性があります。営業面でのファイアーウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が報告されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。</p> <p>本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務として認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」からも逸脱した行為であるといえます。</p> <p>こうした事例の発生を防止するには、NTT東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p>												

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>2009年度の検証結果では、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスをNTT東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、2008年度の要請内容については注視するとされているところですが、平成22年6月時点の広告物(別添資料参照)を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとは言えません。NTT東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体がNTT東・西であるような誤解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオプティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきと考えます。</p>	<p>フレッツ・テレビにおいて、当社が提供しているのは、電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービスの提供は行っていません。</p> <p>また、当社はフレッツ・テレビの提供において、放送サービスの提供主体がオプティキャストである旨を広告に明記しており、指摘のような誤解が生じないよう努めているところです。</p> <p>したがって、現に公正競争上の問題は生じておらず、また、放送サービスの提供主体を誤認しないための措置は既に講じていることから、新たな措置を追加する必要はないと考えます。</p> <p>当社は今後とも電気通信サービスである「フレッツ光」、「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の提供を通じて、インターネットのみならず、映像サービスなどますます多様化してきているお客様のニーズに対して応えていくとともに、地デジ対策にお困りのお客様への解決の一助としてもご要望にお応えしていきたいと考えています。</p>
株式会社ケイ・オプティコム	<p>「フレッツ・テレビ」に関して、2008年度検証結果に基づくNTT東日本に対する行政指導において「利用者がフレッツ・テレビサービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること」とされました。</p> <p>その点に関して、NTT西日本の広告・CMにおいて、一定の表示はなされているものの、それ以上に「NTT西日本の会社ロゴ」や「CM等で採用しているキャラクター」を大きく露出させており、そもそもサービス名称に「フレッツ」を使っていることと相まって、「フレッツ・テレビ」がNTT西日本の放送サービスであると利用者が誤解するものになっております。</p> <p>放送事業への参入を許されていないNTT西日本が、あたかも放送サービスを提供しているかのように認識させる広告が引続き行われ、またCMによるマス訴求を拡大している状況にあることから、放送サービスに関して「フレッツ」ブランドの利用を禁止する等、NTT西日本に対し、より一層の改善措置を指導</p>	<p>なお、KDDI殿が提出されている、「平成22年6月時点の広告物(別添資料参照)」は、実際に使用された広告物の一部のみを抜粋しており、放送サービスの提供主体がオプティキャストである旨が別面に明記されているにもかかわらず、その事実には言及することなく紹介されています。</p> <p>このような添付資料は、当社の広告イメージを損ね、本文における記述と相まって、当社の広告物における公正競争遵守に向けた取り組みを不当に貶める結果となりかねないことから、意見として取り上げるべきでないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>すべきであります。</p> <p>また、このようなNTT西日本による他社サービスの大々的な販売促進活動が、NTT法第2条第4項第1号の規定(目的達成業務)等に照らして、逸脱するものになっていないかも検証することが必要と考えます。</p> <p>加えて、「フレッツ・テレビ」は、それぞれの市場で独占的な支配力を持つNTTグループとスカイパーJSATによって、子会社等を介した複雑な資本関係のもと提供されていることから、そのなかで排他的な結合や連携が生じていないか、利用者料金設定に何らかの影響を与えていないか等について、検証することも重要と考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>NTT 法第 1 条第 2 項における「地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする」との規定や「NTT の再編成についての方針」(1996 年 12 月 6 日公表)における「地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う」との規定にあるとおり、NTT 東西殿の本来の業務範囲は地域電気通信事業に限られているところです。</p> <p>しかしながら、2001 年度の活用業務制度導入以降、次々と当該業務の認可がなされ、結果として、NTT 東西殿が活用業務であるひかり電話サービスやフレッツサービス、NTT-NGN 上のサービスを実質的に主要業務として拡大させることで、NTT 法や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたすばかりでなく、NTT 東西殿の業務範囲規制自体の形骸化を招く結果となっています。</p> <p>NTT 再編の趣旨を踏まえれば、上述のとおり NTT 東西殿の業務範囲は地域電気通信事業に限定されるべきであり、業務範囲規制の形骸化を解消し、公正競争環境を促進するためにも NTT 東西殿の構造分離が必要不可欠と考えられます。従って、このような観点からも十分な議論を行い、早急に構造分離を実現すべきです。</p>	<p>そもそも活用業務制度については、IP化の進展と多様なお客様ニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていたNTT東西の業務範囲の拡大が 2001 年に法制化されたものと認識しています。</p> <p>また、当社は活用業務の実施にあたって、NTT法、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」、活用業務認可時の認可条件等を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p> <p>当社は、今後も光サービスの利活用促進に向けて、お客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスを提供していく考えです。</p>
イー・アクセス 株式会社 イー・モバイル 株式会社	<p>・活用業務制度の在り方の見直し</p> <p>活用業務制度は、本来、NTT東西殿間のヤードスティック競争促進を目的に導入されましたが、NTT持株会社体制の下では、グループ内の会社間同士の利益を互いに奪い合うような競争は現実的には有り得ないこと、また、IP 電話や NGN 等で既に県間業務の提供を行っていること等から、今後想定される業務を見据えつつ制度の見直しを図る時期にきているものと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>弊社共は過年度の本制度の意見において、一部のドコモショップにおける NTT 東西殿のフレッツサービスの営業やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等による値引きの実態について指摘しておりますが、依然として、このような状況が継続しています。</p> <p>この点について、総務省殿は、2009 年度の本制度の運用に関する意見及びその考え方において、当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは言えないとの考え方を示していますが、これは実態に即したものになっていないと考えます。</p> <p>ドコモショップについては、専ら株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿の製品、サービスを取り扱う店舗である実態、及び多くのユーザの認識を考慮しても、ドコモショップに、NTT グループ以外の事業者のサービス契約を目的に訪問するユーザは想定できず、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられませんが、このような状況を踏まえると、ドコモショップはNTTドコモ殿の一部とみなすべきであり、代理店が運営する店舗での行為であるとしても、実質的な排他性が十分に存在するものと考えます。</p> <p>従って、総務省殿は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の取り扱いを禁止する措置や、少なくとも、NTTドコモ殿における顧客情報を用いての NTT グループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォールの確保、及び NTT グループ商品同士を組み合わせてのセット割引の禁止措置を早急に実施すべきと考えます。</p>	<p>本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモとの代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモとの間に共同の営業行為はありません。</p> <p>また、ドコモショップ等の販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなサービスを組合せた販売を行うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、NTT東西とドコモによる排他的な営業行為に当たらないと考えます。</p> <p>したがって、NTTグループ商品の取扱いを禁止する等の販売代理店の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>弊社共調べによると、一部の家電量販店では、NTT 東西殿の B フレッツ販売時に OCN のみを取り扱っている事例や、NTT 東西殿のフレッツサービスと NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイントの付与等の施策が依然として行われています。</p> <p>これら事案が、NTT 東西殿・NTTドコモ殿・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の主張するように、代理店の判断によるものか、実態を調査すべきと考えます。</p> <p>仮に代理店の判断によるものであることが実証された場合であっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかです。総務省殿においては、十分な検証を行わず NTT 西日本殿の情報漏洩問題を引き起こしたというこれまでの検証の甘さを認識の上、より踏み込んだ検証を行うべきと考えます。</p> <p>具体的には、共同ガイドラインに記載されている差別的取扱いの禁止や、NTT 再編に関する基本方針における NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業禁止の本来の趣旨に鑑み、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は決して認められるべきでないことから、NTT 東西殿・NTTドコモ殿は、自社に課されている規制の趣旨を代理店に周知・理解をさせるとともに、代理店による排他的なセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべきと考えます。上記対応を行わないのであれば、市場における問題の放置に他ならず、総務省殿として信頼を再び勝ち得ることはできないものと考えます。</p>	<p>家電量販店等の販売代理店がどのISPを取り扱うか、どのような商品を取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、NTT東西とNTTコミュニケーションズ、NTTドコモとの排他的な共同営業には当たりません。また、販売代理店の経営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オブティコム	<p>家電量販店等でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきましたが、検証結果においては、NTT各社自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電量販店等の経営判断によるものとされております。</p> <p>そのようななか、フレッツでの地デジ対策として、NTTグループが資本参加する事業者が提供する映像サービス(フレッツ・テレビ、ひかりTV)も同様に取扱われる等、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していくものと想定されます。</p> <p>結果的に、家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、またNTT再編の趣旨にも反するものと考えます。</p> <p>また、NTT各社サービスの一体的な販売活動が拡大することは、情報通信市場全体の競争環境に深刻な影響を及ぼすことから、一概に家電量販店等の経営判断によるものと結論づけることなく、NTT各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、検証することが必要であると考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>公益法人である日本電信電話ユーザ協会、日本公衆電話会は共に、事実上、公社時代からの顧客基盤をそのまま継承し、NTT再編前の経営形態のまままで運営されています。(財)日本電信電話ユーザ協会は、NTTグループのOBが本部の役員に就任し、現役のNTT東・西、NTTドコモの役員・支店長等が地方の協会の理事・顧問等になっているなど、実質的にNTTグループ傘下であり、全都道府県支部の拠点は、NTT東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置され、会員に対してNTTグループ各社の商品・サービスについて割引等を行っています。これは、私企業の利益のために存在しているわけではない公益法人を介した事実上の一体営業であり、禁止行為に反する行為といえます。</p> <p>これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電気通信業務の主たる部分を委託するものであって、実態上は対象事業者による行為と同じであるため、禁止行為の対象範囲をグループ傘下の団体等まで拡大する必要があると考えます。</p>	<p>本件は、財団法人である「日本電信電話ユーザ協会」及び「日本公衆電話会」の活動に係るものであり、主務官庁による監督等の定められた規範に則って適正に指導・監督されていると認識しています。</p> <p>また、NTTグループ各社の商品・サービスの割引等は「日本電信電話ユーザ協会」及び「日本公衆電話会」が各団体の判断で特典として実施しているものであり、公正競争上の問題は生じていないことから、禁止行為の範囲を拡大する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>特定関係事業者の範囲を検討するに当たり、総務省殿は昨年度、以下のよ            うな考え方を示しています。</p> <p>「一昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガード制度の運用を通じ、電            気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十            分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを            踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたとこ            ろであり、現時点においては、一昨年度の検証結果を変更する特段の事情は            認められない。」</p> <p>ここ2、3年における営業部門の統合やNTTファイナンス殿による一括請求            等、NTTグループ会社間の連携が加速度的に進展している環境変化が、NTT            再編の趣旨の形骸化につながることは明らかであり、「一昨年度の検証結果            を変更する特段の事情」に十分値するものと考えます。</p> <p>従って、総務省殿においては、業務の連携等を図るグループ会社等が増大            している点も踏まえて、NTTドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、            「NTTデータ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー殿等の電気通信            事業者はもちろんのこと、県域等子会社やNTTファイナンス殿等といった非電            気通信事業者に対しても特定関係事業者の指定の範囲を拡大すべきと考え            ます。</p>	<p>県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点か            ら行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サー            ビスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映し            ています。</p> <p>会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、従            来より当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止            について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるととも            に、一層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門における他            事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム改修や、他事業者            情報を取り扱う受注等処理業務の営業部門からの分離及び設備            部門への移管など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余            地を一切残さない厳格な仕組みを構築しています。</p> <p>したがって、公正競争上の問題はなく、県域等子会社を禁止行            為規制の対象及び特定関係事業者とする必要はないと考えま            す。</p> <p>また、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モ            バイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプ            レイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変            化が進展しており、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯            事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同            一グループ内の固定電話ー携帯電話相互間のみ通話を無料            化するなど、市場環境・競争環境は大きく変化しています。</p> <p>このような中で当社だけが柔軟なサービス提供・連携ができな            いとすると、IPブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上</p>
イー・アクセス 株式会社 イー・モバイ ル株式会社	<p>・ 禁止行為規制の見直し</p> <p>NTT東西殿の実質的な業務を行う県域子会社を禁止行為規制の対象とし            て追加することにより、接続情報の目的外利用禁止をより厳格化する必要が            あると考えます。更にはNTTグループの巨大な市場支配力の濫用を抑止する            観点から、グループ会社間の優先的な共同営業、連携サービスの禁止規定            が必要であると考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>・ 特定関係事業者制度の見直し</p> <p>上記と同様の理由から、NTT東西殿の実質的な業務を行う県域等子会社を特定関係事業者の対象として追加する必要があると考えます。また、固定とモバイルの融合が見込まれる中、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿間の一体的な事業運営による市場支配力の濫用を抑制する必要があるため、NTTドコモ殿についても特定関係事業者に追加することが適切と考えます。</p>	<p>を阻害することになります。</p> <p>当社は従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきたところであり、公正競争上の問題はないことから、NTTドコモやNTTデータ等を特定関係事業者に指定して規制を強化する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>NTT グループ内の人事交流については、ここ数年頻繁に行われていることが見受けられます。単なる人事交流にとどまるものではなく、グループ一体化を推進するための要素として、またグループ全体の競争力強化の要素として、NTT 持株殿を中心に戦略的に人材配置が行われている節も見受けられます。</p> <p>本件については、これまでの検証結果において、「NTT 東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」とされていますが、守秘義務遵守の誓約書を提出さえすれば、NTT グループ会社間での役員異動が自由に行える、という状態を暗黙的に認めることは、グループの連携強化を後押しするものにほかならず、NTT グループと競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びに NTT 再編の趣旨に反するものであると考えます。</p> <p>従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。</p> <p>加えて、こうしたグループ会社間の人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、タスクフォースの議論において NTT グループの持株会社体制自体を見直すべきと考えます。</p>	<p>再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュニケーションズとの間のルール及び移動体分離の際における公正有効競争条件を遵守しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p> <p>なお、人事交流によって公正競争を阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>過年度の本制度の意見において、弊社共が指摘してきたところですが、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿による共同営業行為(顧客の紹介・共同提案等)は継続的に行われている状況です。</p> <p>総務省殿においては、NTT 東西殿の法人営業を NTT コミュニケーションズ殿へ集約した際に、NTT コミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争事業者に提供される顧客情報と同一であれば問題ないとする判断がなされていますが、これでは全ての顧客情報が NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の三社間でも共有できることとなり、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等を助長する要因となります。</p> <p>このような状況を抜本的に解決するためには、現状の法規制だけでは不十分であることから、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)の改正等により NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為を明確に禁止すべきと考えます。</p>	<p>電気通信役務の提供に関する取引条件、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同じとしており、公正競争上の問題はありません。</p> <p>なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>NTT グループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に大きな影響を及ぼしているものと考えます。特に、FMC の展開や上位レイヤへの進出に伴って、グループ会社間の連携強化に起因するブランド力の相乗的効果により、競争環境への影響度合いが増すことが懸念されます。</p> <p>これまでの本制度の検証結果においては、総務省殿より、ブランド力分析の必要性は示されているものの、「NTT ブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく」と述べるにとどまっています。その後、具体的に分析を実施する等の進展は見られない状況ですが、ブランド力の影響が検証結果等において明示されているにも係らず、何の措置も講じないことは公正競争の阻害要因を放置し続けることとなり、問題であると考えます。</p> <p>タスクフォース等で NTT 組織の在り方について検討されている現時点において、総務省殿による「NTT」ブランド力の詳細分析がなされることは重要であり、特にNTT 東西殿の県域等子会社である「NTT-●●」といった社名が公正競争上に与える影響等の分析をする必要があると考えます。歴史的成り立ち等に起因し、消費者にとって「NTT」ブランドは優位性をもつものと見受けられるため、グループ全体に対して「NTT」ブランドを使用させず、事業会社・子会社毎に異なるブランドを使用させる等、早急にブランド使用に係るルールを確立することが必要と考えます。</p>	<p>ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(1997年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要ないものと考えます。</p>
KDDI株式会 社	<p>さらに、県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株およびNTT東・西に限定されている「日本電信電話」=NTTブランドを「NTT東日本-〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>本制度の妥当性、実効性を検証するうえでひとつの材料となるのが、昨年 11 月に発覚した NTT 西日本殿における情報漏洩事件です。この問題は、これまでも本制度において競争事業者が何度となく、指摘していた問題が明らかになったものです。2008 年 2 月 18 日に NTT 東西殿に対する行政指導が行われ、NTT 東西殿からは適切な対応を実施した旨の報告があったところですが、実際にはその対応が有名無実であったと言わざるを得ません。総務省殿においては、これまで問題解決に至らない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているという NTT 東西殿の組織構造上の問題であることを認識いただく必要があると考えます。</p> <p>従って、上記の問題を抜本的に解決するために、総務省殿は、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」という。)等において、NTT の組織の在り方に踏み込んだ議論を実施し、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009 年度)に対する弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)」において述べた、NTT グループの「アクセス分離」、「資本分離」、「ブランドの分離」、「人事の分離」の「4 つの分離」等、抜本的な措置を実現すべきと考えます。</p> <p>(略)</p> <p>本問題に関しては、総務省殿より、2008 年 2 月 18 日に NTT 東西殿に対する行政指導が行われ、NTT 東西殿からも適切な対応を実施した旨の報告があったところですが、その後も、競争事業者から本問題事例が発生していることが繰り返し指摘されてきたところです。</p> <p>このような状況において、昨年 11 月 18 日に報道発表された NTT 西日本殿における情報漏洩事件(以下、「本件」という。)が発生したことは、総務省殿が、NTT 東西殿からの報告を鵜呑みにして、的確な予防措置を講じなかったことも一因であり、その結果、接続事業者への影響だけでなく、不正に情報を</p>	<p>当社は、これまでも公正競争確保に十分配慮して事業活動を行ってきたところですが、他事業者情報を不適切に取扱う可能性を排除し、より厳格な仕組みを構築する観点から、お客様利便の確保にできるだけ配慮しつつ、システム面に踏み込んだ措置、体制等の見直しを講じることとし、実施計画(2010 年 3 月 2 日 )を策定しました。</p> <p>現在、この実施計画の内容に沿って、セキュリティ強化の取り組みを着実に実行しているところです。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム面の措置として、他事業者情報の一括抽出規制及び閲覧規制</li> <li>・体制整備として、情報セキュリティ推進部の設置、他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管、県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化</li> <li>・社員教育等の充実として、子会社も含めた規程類の充実、研修の拡充</li> <li>・点検・監査の徹底として、子会社も含めた自主点検周期の短縮化監査項目の追加等を実施しています。</li> </ul> <p>この取り組みについては、外部機関より、実施計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8 月末で完了しています。</p> <p>今後も、点検・監査については、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して繰り返し実施していきます。加えて、社員教育の充実を行い、情報セキュリティ強化について社員の意識向上を継続的かつ徹底的に図っていく考えです。</p>

意見提出者	該当部分	再意見																																	
	<p>流出された顧客に対しても、影響が発生した事実を総務省殿は強く認識すべきです。</p> <p>本件に対しては、総務省殿は、本年 2 月 4 日に業務改善命令を行い、NTT 西日本殿からの業務改善計画、NTT 東日本殿からの実施計画の提出及び、その対応状況報告を要請しているところではありますが、この対応は NTT 東西殿の報告を鵜呑みとするこれまでの対応と大差がなく、同様の問題が再発すると考えられるため、総務省殿においては、より踏み込んだ対策を行うべきと考えます。</p> <p>現在、NTT 東西殿は、本件に関して、「問題が発生したプロセス」、「昨年 11 月には対象データが存在しないと報告したにも関わらず本年 6 月に対象データが突如発見された理由」、「対象データの内容」、及び「本年 8 月末に完了した外部機関による検証結果」等、利害関係者である接続事業者に対して当然に説明されるべき事項に関しても、十分な説明を行っていない状況にあり、接続事業者としては、NTT 東西殿の講じられた対策が十分なものかどうかを検証できる状況にはありません。総務省殿においては、まず、NTT 東西殿にて、説明責任を果たすことを強く要請いただくべきと考えます。また、そのうえで、NTT 東西殿の情報管理プロセスが客観的に検証され、適正性が担保されるような仕組みの導入を推進すべきと考えます。</p> <p>しかしながら、これまで問題解決に至らない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているという NTT 東西殿の組織構造上の問題であることは明白であり、上記対応だけでは、抜本的な解決には至らないものと考えます。従って、総務省殿においては、顧客への悪影響の回避、及び公正競争環境の確保を行うために、タスクフォースにおける議論等を通じて、NTT 東西殿組織の構造分離を推進し、抜本的な解決を図るべきと考えます。</p>	<p>したがって、公正競争は確保されていると考えており、機能分離、構造分離や禁止行為規制の見直し等の追加的措置は必要ないと考えます。</p> <p>また、資本分離を行うと、多様化し高度化するユーザニーズに応えていくことが難しくなり、かえってユーザの利便性を低下させる等の問題があると考えます。</p> <p>(参考)実施計画に基づいて実施した主な取組み</p> <table border="1" data-bbox="1323 595 2024 1385"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施内容</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・他事業者情報の抽出規制</td> <td>・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためシステム上の措置を実施。</td> <td>H21. 12月</td> </tr> <tr> <td>・他事業者情報の閲覧規制</td> <td>・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。</td> <td>H22. 5月</td> </tr> <tr> <td>・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管</td> <td>・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。</td> <td>H22. 6月</td> </tr> <tr> <td>・情報セキュリティ推進部の新設</td> <td>・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化</td> <td>H22.4月 H22.6月</td> </tr> <tr> <td>・規程類の見直し</td> <td>・お客様情報保護に関する社内規程類について、他事業者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務委託契約に規定。</td> <td>H22. 5月</td> </tr> <tr> <td>・研修の充実</td> <td>・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適正利用に関する研修を実施。</td> <td>H22. 7月</td> </tr> <tr> <td>・アクセスログ監査</td> <td>・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に一度から毎月に見直し。</td> <td>H22. 5月</td> </tr> <tr> <td>・自主点検の充実</td> <td>・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期について、半期に一度から四半期に一度に見直し。</td> <td>H22. 5月</td> </tr> <tr> <td>・業務監査</td> <td>・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社に対する業務監査項目に追加。</td> <td>H22. 5月</td> </tr> <tr> <td>・外部機関のチェック</td> <td>・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況についてチェック</td> <td>H22. 8月</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施内容	実施時期	・他事業者情報の抽出規制	・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためシステム上の措置を実施。	H21. 12月	・他事業者情報の閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22. 5月	・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管	・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。	H22. 6月	・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化	H22.4月 H22.6月	・規程類の見直し	・お客様情報保護に関する社内規程類について、他事業者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務委託契約に規定。	H22. 5月	・研修の充実	・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適正利用に関する研修を実施。	H22. 7月	・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に一度から毎月に見直し。	H22. 5月	・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22. 5月	・業務監査	・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社に対する業務監査項目に追加。	H22. 5月	・外部機関のチェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況についてチェック	H22. 8月
項目	実施内容	実施時期																																	
・他事業者情報の抽出規制	・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためシステム上の措置を実施。	H21. 12月																																	
・他事業者情報の閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22. 5月																																	
・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管	・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。	H22. 6月																																	
・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化	H22.4月 H22.6月																																	
・規程類の見直し	・お客様情報保護に関する社内規程類について、他事業者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務委託契約に規定。	H22. 5月																																	
・研修の充実	・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適正利用に関する研修を実施。	H22. 7月																																	
・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に一度から毎月に見直し。	H22. 5月																																	
・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22. 5月																																	
・業務監査	・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社に対する業務監査項目に追加。	H22. 5月																																	
・外部機関のチェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況についてチェック	H22. 8月																																	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>接続事業者は、NTT東・西が保有するボトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。NTT西日本事案のような事例が発生していることに鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為がNTT東・西によって行われている可能性が濃厚であると言わざるを得ません。こうした行為は、電気通信事業法第30条に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止しているファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>なお、こうした問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたことが根本的な原因となっているため、抜本的に解決するには、アクセス部門のNTT東・西からの完全資本分離を行い、NTT東・西の利用部門への差別インセンティブを除外するしかないと考えます。</p>	
イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>■NTT西日本情報漏洩問題について</p> <p>競争セーフガード制度の運用において、これまで競争事業者各社から「NTT東西殿とその県域等子会社等の一体的な事業運営」や「NTT116 窓口における不適切なフレッツ光サービス営業」の事例について、NTT東西殿の営業面でのファイアーウォールの実態について指摘されてきましたが、NTT東西殿は従来より十分なファイアーウォールの構築を実施しているとの説明を行い検証結果においても注視すべき事項となっています。</p> <p>(略)</p> <p>しかしながら、昨年末に相次いで発覚したNTT西日本-兵庫殿及びNTT西日本-北陸殿における接続情報の漏洩問題は、まさにNTT東西殿において接続情報に関するファイアーウォールが事実上存在しなかった事例であり、これまでのNTTグループに対する公正競争要件に課題があることを示す極めて重</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>大な問題であると考えます。</p> <p>具体的には、本事例を起こしたNTT西日本-兵庫殿及びNTT西日本-北陸殿が禁止行為の対象になく、現行の法制度がNTTグループの事業運営実態と大きく乖離している点、本事案が活用業務の認可基準等の公正競争要件に悉く反している点(※3)、そして競争セーフガード制度による検検証スキームが形骸化していると考えられる点といった現行の公正競争要件における課題が本事例にて明らかになったと考えます。</p> <p>(略)</p> <p>これらの課題を解決し公正な競争市場環境を確保するためには、本意見書の冒頭でも述べた通り、以下のようなNTTグループの組織形態及び業務実態に応じた公正競争要件の再構築を行うことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 禁止行為規制及び特定関係事業者の見直し</li> <li>▪ 活用業務制度の在り方の見直し</li> <li>▪ 競争セーフガード制度について実効的な検証制度への見直し</li> </ul>	
株式会社ケイ・オプティコム	<p>昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導「NTT東西が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、NTT東西及びNTT東西から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007年度～2009年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要であります。</p> <p>特に、前述の事案発生を受けて、NTT東西が追加対策を講ずるとしている</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>ことを踏まえると、行政指導がなされた他の事項についても、対策の追加や改善の余地が残っていると考えます。</p>	
<p>イー・アクセス株式会社 関西ブロードバンド株式会社 株式会社ケイ・オプティコム KDDI株式会社 彩ネット株式会社 ZIP Telecom株式会社 ジャパンケーブルネット株式会社 株式会社ジュピターテレコム</p>	<p>本年2月4日、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いについて NTT 西日本殿に対して業務改善命令が出されたこと、および、これに関連してNTT 東日本殿に対して行政指導が行われたことを受け、NTT 西日本・東日本殿各々による業務改善計画・実施計画の策定、総務省殿への四半期毎の実施状況報告が行われているところです。</p> <p>総務省殿においては、本事案の再発防止のため、十分な原因究明と NTT 東・西殿における業務改善策の有効性に対する厳格な検証を行うとともに、接続部門が他事業者から得た情報を営業部門から実効上分離するための根本的な措置を実施いただくことをあらためて強く要望します。</p> <p>本年4月20日に開催された総務省の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」における「過去の競争政策レビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」の合同ヒアリングにおいて、日本電信電話株式会社殿から「改善策について、今後、第三者機関によるチェックを追加実施する考えです。」との表明があり、これを受けて、NTT 東・西殿が自ら選定した外部機関によるチェックが本年8月末までに完了したと伺っておりますが、これについては客観性・透明性・検証可能性の点から不十分であると考えます。</p> <p>弊社共、接続に係る情報の提供主体かつ利害関係人である接続事業者としては、上記業務改善命令に係る電気通信事業紛争処理委員会殿の答申において指摘されている「措置に対する客観的な検証可能性への配慮」の確保の観点から、NTT 西日本殿のみならず NTT 東日本殿に対しても、利害関係者</p>	<p>外部機関によるチェックについては、3月に策定した他事業者情報の適正な取扱いに関する実施計画の有効性及び取組み状況について、いずれも有効であるとの調査結果を8月末に受けており、その旨を総務省にも報告しています。</p> <p>チェック結果について具体的に申し上げますと、有効性のチェックでは、外部機関が、他事業者情報を扱う業務において他事業者情報が営業部門に渡るおそれが残っていないかという観点からチェックを行いました。その結果、実施計画の対策が、想定されるリスクに対して有効に機能しているとの調査結果をいただいています。</p> <p>また、実施状況のチェックでは、実施計画が予定どおり実施されているかの観点から、地域子会社の営業部門・設備部門に出向き、システムの表示や規程類の確認、社員等への質問を行うなどの方法により、チェックを受けております。その結果、計画どおりに取り組んでいるとの調査結果をいただいています。</p> <p>この外部機関のチェックは、「検証可能性」に配慮して、総務省への実施状況の報告を行うだけでなく、自主的に外部機関にもチェックをしていただくこととしたものです。</p> <p>また、外部機関によるチェックについては、</p> <p>① NTT東西と資本関係がなく、情報セキュリティに関する豊富な経験とノウハウを有する外部機関が、自らの判</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンク レコム株式 会社 ソフトバンク BB 株式会社 株式会社新 潟通信サー ビ ス フュージョン・ コミュニケー ションズ株式 会社 株式会社マイ メディア ミクスネットワ ーク株式会社	<p>から独立した公平性のある第三者が、問題点が改善されたか否かについてのチェック項目と手順を予め明らかにした上で定期的に監査を行ってその結果を公表するといった、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるような何らかの透明性の高い監視の仕組みを導入すべきと考えます。</p>	<p>断によりチェックする項目や方法を定めて実施</p> <p>② チェックの結果は、9月3日の総務省への実施状況報告、10月22日の事業者説明会におけるご説明、する等、「客観性」「透明性」に十分配慮した検証になっていると認識しています。</p> <p>当社としては、今後も、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、引き続き情報セキュリティに関する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返し実施していく考えです。</p>
株式会 社ケ イ・オプティ コ ム	<p>競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、客観的な検証が可能となるような、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することも、検討に値するものと考えます。</p>	